

おくやみハンドブック

高梁市



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

高梁市では、ご遺族が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつつまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

高梁市役所 0866-21-0200（代表）

事前準備について

高梁市役所での各種手続きの今後の流れです。

まずは下記をご確認いただき、事前準備をお願いします。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

チェック後、詳しい情報が必要な場合は、各手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、葬儀を行った日の翌日以降高梁市役所市民課または、各地域局窓口へお越しください。

なお、すべてのお手続きには40分から50分かかります。

休日明けや昼休み、終業間近のご来庁はスムーズにご案内出来ない場合がありますので、ご了承ください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 年金証書
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 介護保険被保険者証
- 心身障害者医療費受給資格証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

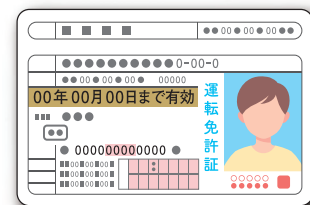
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	受付窓口	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた		P.5
	<input type="checkbox"/>	世帯主であった		
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		P.6
	<input type="checkbox"/>	パスポートを持っていた		
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた		P.7
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた		P.9
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた		
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない		P.10
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた		P.11
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた		P.12
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた		P.13
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた		P.15
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた		P.16
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた		P.16-17
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた		P.17
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)		P.18
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費の助成を受けていた		P.19
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	受付窓口	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた		P.20
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた		
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた		P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格者証を交付されていた		P.22
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた		
	<input type="checkbox"/>	遺児年金		P.23
	<input type="checkbox"/>	未熟児養育医療制度の養育医療券を交付されていた		
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた		P.24
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった		
	<input type="checkbox"/>	合併処理浄化槽を使用していた		P.25
	<input type="checkbox"/>	汲み取り式のトイレを使用していた		
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた		P.26
その他	<input type="checkbox"/>	遺品整理などによる大量のごみを一度に捨てたい		P.27-28
	<input type="checkbox"/>	道路・河川等を占用していた		P.28
	<input type="checkbox"/>	防災ラジオの貸与を受けていた		P.29
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた		
	<input type="checkbox"/>	市営墓地について		P.30
	<input type="checkbox"/>	畑地かんがい施設を使用していた		P.31
	<input type="checkbox"/>	空き家に関する相談		
<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた			

1. 住民登録に関する手続き

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カードは、すべてのお手続きが完了してから破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0866-21-0252 各地域局 下記問い合わせ先参照

世帯主であった

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
世帯員が3人以上いる世帯で、世帯主の方が亡くなられた場合、新たな世帯主を定める世帯主変更の届出が必要です。	14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口で手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証（その世帯に加入者がいる場合） <input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の任意代理人からの届出の場合）	市民課・各地域局 ☎ 0866-21-0252 各地域局 下記問い合わせ先参照

各地域局 問い合わせ先

有漢地域局 ☎ 0866-57-3200	成羽地域局 ☎ 0866-42-3211
川上地域局 ☎ 0866-48-2200	備中地域局 ☎ 0866-45-2211

印鑑登録をしていた

手続き① 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 ☎ 0866-21-0252 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

パスポートを持っていた

手続き② パスポートの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が有効なパスポート（旅券）をお持ちであった場合、返納が必要です。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> パスポート（旅券）（写しを取ったうえで返却も可能です。） <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	市民課 ☎ 0866-21-0252

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または各地域局に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証	地域医療連携課 ☎ 0866-21-0258 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
【国民健康保険の場合】 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 【後期高齢者医療保険の場合】 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳	地域医療連携課 ☎ 0866-21-0258 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間(概ね3か月)</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等</p> <p>指定相続人の場合：遺言書の写し等</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0866-21-0214</p> <p>各地域局</p> <p>P.5 問い合わせ先参照</p>

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	5 年以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金証書	市民課 ☎ 0866-21-0252 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日間以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、または住民票の写し あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書等	農業委員会事務局 ☎ 0866-21-0226

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	税務課 ☎ 0866-21-0215 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

手続き② 口座振替廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、金融機関窓口にて口座振替廃止の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	税務課 ☎ 0866-21-0215 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

4. 税金に関する手続き

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要な事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相当な期間(概ね3か月) 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0866-21-0214 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	なし 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等	税務課 ☎ 0866-21-0216 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を処分される場合は、車両の処分後に必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	相当な期間(概ね3か月) 手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	税務課 ☎ 0866-21-0214 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

手続き② 相続人等への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	相当な期間(概ね3か月) 手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	税務課 ☎ 0866-21-0214 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください（介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証については交付されている方のみ）。その際、介護保険被保険者資格喪失の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	健幸長寿課 ☎ 0866-21-0299 各地域局 P.5 問い合わせ先参照
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	

手続き② 高額介護サービス費口座変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費を受給しており、振込口座が亡くなられた方のものである場合、振込口座の変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	健幸長寿課 ☎ 0866-21-0299 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に介護保険料が課税されている場合、介護保険料の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間(概ね3か月)</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等</p> <p>指定相続人の場合：遺言書の写し等</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0866-21-0214</p> <p>各地域局</p> <p>P.5 問い合わせ先参照</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	福祉課 ☎ 0866-21-0284 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 0866-21-0284

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	☎ 0866-21-0284

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書	福祉課
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	☎ 0866-21-0284
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	福祉課 ☎ 0866-21-0284

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 0866-21-0284

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続き 死亡・重度障害届出書、年金または弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の加入者もしくは対象の障害者（児）であった場合、下記の要件に該当すると年金や弔慰金が支給される場合があります。</p> <p>年金を受給していた方が亡くなられた場合は死亡の届出が必要です。</p> <p>要件等</p> <p>【年金】 扶養共済制度の加入者（保護者）が亡くなられた場合、対象の障害がある方に対し支給されるもの</p> <p>【弔慰金】 扶養共済制度の加入中（1年以上）に対象の障害がある方が亡くなられた場合、加入者（保護者）に対し支給されるもの</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>年金受給者、年金加入者 または、扶養年金管理者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【年金】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡証明書（死体検案書）</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの</p> <p>【弔慰金】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの</p>	<p>福祉課</p> <p>☎ 0866-21-0284</p>

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 心身障害者医療費受給資格証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	親族
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費助成受給資格証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0866-21-0284 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0866-21-0284 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0866-21-0284 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 0866-21-0284 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給事由消滅届・認定請求書提出の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

児童扶養手当を受給していた

手続き 資格喪失届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月までの手当が支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

子ども医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、受給資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。なお、手続きは各地域局でも受け付けています。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給証の返納、受給資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付していた方が亡くなられた場合、その資格証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

7. 子どもに関する手続き

遺児年金

手続き 遺児年金支給申請書の提出

手続き詳細	期 限
親（養父母を含む）と死別した中学生以下の児童を養育している保護者等に、遺児年金を支給します。 【支給額】 両親を亡くした遺児1人につき 年額36,800円 両親の一方を亡くした遺児1人につき 年額24,300円 【支給月】 毎年6月（6月以降新たに申請された場合は、申請月の翌月）	なし
	手続き可能な人 本市に居住している保護者、未成年後見人その他事実上親権を行う方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 支給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

未熟児養育医療制度の養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 0866-21-0288 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点 でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届出書 <input type="checkbox"/> 給水中止届出書等	上下水道課 ☎ 0866-21-0242 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があつた 14日以内
	手続き可能な人
	新受益者または納付管理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更届	上下水道課 ☎ 0866-21-0244

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

合併処理浄化槽を使用していた

手続き 使用者変更の届出の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併処理浄化槽を使用していた場合名義変更が必要です。 ※市町村設置型の合併処理浄化槽を使用していた場合（有漢町の一部のみ）は、上下水道課、その他の場合は合併処理浄化槽の管理業者へ届け出てください。	なし
	手続き可能な人 新たに住宅の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 浄化槽使用者変更届	上下水道課 ☎ 0866-21-0244 各地域局 P.5 問い合わせ先参照 または合併処理浄化槽の管理業者

汲み取り式のトイレを使用していた

手続き し尿汲み取りの登録取消または変更について

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が汲み取り式のトイレを使用していた場合で、納付書送付先などの変更手続きが必要な場合は、環境課、各地域局、各地域市民センターへご連絡ください。 ※電話手続き可	送付先などの変更がある場合は、次回し尿汲み取り申込時にご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	環境課 ☎ 0866-21-0259 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 各種異動手続きまたは退去手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、退去の手続きや名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）、異動の手続きが必要です。 ※どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる戸籍謄本または住民票の写し。 あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 など <input type="checkbox"/> 印鑑 外 ※どなたが亡くなられたかにより必要なものが異なります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	都市整備課 ☎ 21-0237

MEMO

10. その他の手続き

遺品整理などによる大量のごみを一度に捨てたい

手続き① ご自身で分別・運搬する

手続き詳細	期 限
<p>遺品整理などにより大量に発生したごみを排出する場合、ごみステーションは集積量に限りがあり、通常の収集運搬にも支障をきたすため、ご遠慮ください。この場合、高梁市の分別ルールに基づき分別していただいたものについては、それぞれご自身でお持込みいただくことができます。</p> <p>※ただし、処理できないものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●燃やせるごみ・燃やせないごみについて クリーンセンターへ、ご自身で直接持ち込むことができます。 ※必ず分別が必要です。 ●缶・びん・その他プラスチック（プラスチック製容器包装）、ペットボトル、雑がみ、新聞、雑誌、段ボールについて ※缶、びん、ペットボトルは洗浄が必要です。 リサイクルプラザへ、ご自身で直接持ち込むことができます。 <p>※分別ルールについてご不明な点は、環境課へお問い合わせください。</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人 親族・同居者など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等)</p>	<p>環境課 ☎ 0866-21-0259</p>

手続き② クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>ごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）を確認しています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所で提示してください。</p> <p>※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が高梁市外の場合は搬入できません。 ※大量の場合は事前にクリーンセンターへ連絡をしてください。</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人 親族・同居者など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等)</p>	<p>高梁地域事務組合 クリーンセンター ☎ 0866-22-4651</p>

MEMO

手続き③ 業者へ依頼する

手続き詳細	期 限
高梁市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接お問い合わせのうえ、処理を依頼してください。また、処理料金等の詳細も業者に直接お問い合わせください。 市内の許可業者については環境課へお問い合わせください。 なお、業者に依頼する場合も、分別が必要です。通常のごみと同じように、必ず分別してください。 ※分別ルールについてご不明な点は、環境課へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 親族・同居者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	環境課 ☎ 0866-21-0259

道路・河川などを占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更届

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は住所変更届を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族・同居者など
必要なもの	問い合わせ先
【占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 住所変更届及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 ☎ 0866-21-0232

MEMO

10. その他の手続き

防災ラジオの貸与を受けていた

手続き 防災ラジオ変更等の届出

手続き詳細	期 限
死亡者が防災ラジオの貸与を受けている世帯主の場合は、防災ラジオ変更等届出書の提出が必要です。また、使用を終了する場合は、防災ラジオを返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【世帯主の変更・ラジオの使用終了】 <input type="checkbox"/> 防災ラジオ変更等届出書	防災復興推進課 ☎ 0866-21-0246 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

犬を飼っていた

手続き 犬の登録情報の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の飼い主であった場合、飼い主の変更手続きが必要です。なお、高梁市で登録された犬が市外へ転出する場合は、高梁市で交付された犬の鑑札を持参して転出先の担当窓口へ届け出てください。	亡くなられた日から 30 日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	環境課 ☎ 0866-21-0259 各地域局 P.5 問い合わせ先参照

MEMO

市営墓地について

手続き 市営墓地承継使用許可の申請

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が高梁市霊園の使用者の場合、使用者の承継(名義変更)が必要です。</p> <p>なお、承継者が市外在住の場合は、高梁市内に住所を有する代理人を選定していただきます。</p>	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	親族
<input type="checkbox"/> 承継者の住民票 <input type="checkbox"/> 承継事由を証明する書類(火葬許可証等) <input type="checkbox"/> 高梁市霊園(承継)使用許可証 【承継者が市外在住の場合】上記に加えて <input type="checkbox"/> 高梁市霊園使用代理人選定届及び高梁市霊園使用代理人就任承諾書 <input type="checkbox"/> 代理人の住民票	問い合わせ先
	環境課 ☎ 0866-21-0259

手続き 霊園埋蔵改葬届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方のご遺骨を高梁市霊園に埋蔵される場合、埋蔵届の提出が必要です。</p> <p>なお、亡くなられた方が霊園使用者の場合は、埋蔵届の提出の前に、市営墓地承継使用許可の申請手続きをしてください。</p>	埋蔵予定日までに
	手続き可能な人
必要なもの	霊園使用者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の火葬許可証 <input type="checkbox"/> 高梁市霊園(承継)使用許可証	問い合わせ先
	環境課 ☎ 0866-21-0259

MEMO

10. その他の手続き

畑地かんがい施設を使用していた

手続き 名義変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、名義人の場合は名義変更の手続きが必要です。 ※届出以降の使用料は、新しい名義人にお支払いいただきます。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 使用者変更申請書	川上地域局 ☎ 0866-48-2200

空き家に関する相談について

手続き 空き家バンク制度とは

手続き詳細	
空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃貸を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。 家は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。家屋の維持のためにも、入居者に管理してもらおうという気持ちで、まずは賃貸から検討してみてもいいのではないでしょうか。物件の登録について、担当課までご相談ください。	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	住もうよ高梁推進課 ☎ 21-0282

緊急通報システムを利用していた

手続き 緊急通報システム利用中止の届出

手続き詳細	期 限
機器の貸与を受けて緊急通報システムを利用していた方が利用を終了する場合は緊急通報システム現状変更届の提出が必要です。 機器撤去については、後日委託先事業者から届出者へ連絡が入ります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム現状変更届	地域包括支援センター ☎ 0866-21-0300

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	高梁警察署 ☎ 0866-22-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
厚生年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	年金事務所などへお問い 合わせください。	ねんきん予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 高梁年金事務所 ☎ 0866-21-0570
共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	各共済組合へお問い合 わせください。	各共済組合
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	岡山県備北保健所 ☎ 0866-21-2836
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 高梁税務署 ☎ 0866-22-2546
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	岡山地方法務局高梁支局 ☎ 0866-22-2318
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

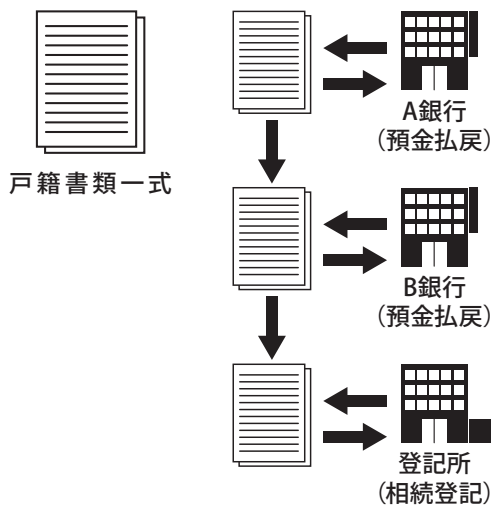
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

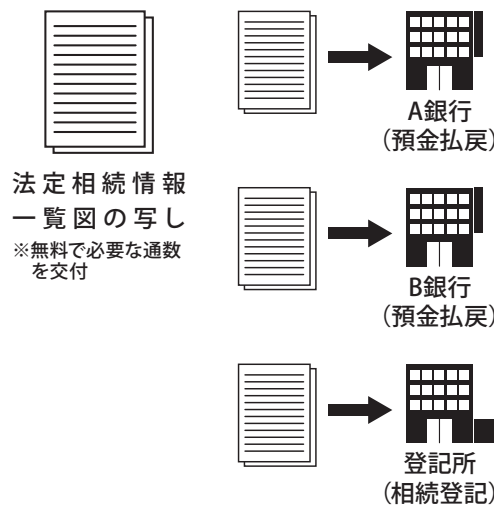
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)高梁市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 高梁市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年3月

